

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁



総務省



厚生労働省

令和3年10月改訂



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

- 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

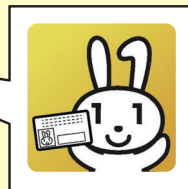
- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ



●セブン銀行ATMでも申込できる!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

ウラ面も見てね!



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に
※特定健診情報は2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。
※薬剤情報は2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。

2021年11月から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に
※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。



ステッカー



ポスター



厚生労働省
ホームページ

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分